

1. 市民参画推進条例と(仮称)市民活動推進条例の位置付け

- ・ 「市民参画」と「協働」の定義
- ・ 自治基本条例第10条「市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これに参画する権利を有する」との関係
- ・ 「市民活動推進条例」or「協働推進条例」

2. 蒲原町NPO活動推進条例との調整

来年度から協議会委員定員を増やし、蒲原地域からの委員を加える予定

3. 条例に規定する項目、具体的施策

他市の事例から

総則的な項目：前文、目的、定義、基本理念・基本原則、市民・市民活動団体・事業者・市の役割（義務・責務）

仕組的な項目：市政への参加・参入機会の確保（事業提案制度を含む）、団体登録制度

施策的な項目：審議会・委員会等の設置、基金、財政的支援、活動拠点（本市は設置条例で対応）